平成２３年（フ）第４８号
岐阜県下呂市萩原町跡津429番地の１
破産者　株式会社梶井クレーン
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
岡山県和気郡和気町和気336番地２、旧住所栃木県宇都宮市上戸祭町351番地７
破産者　菅原　昭子
１　決定年月日　平成25年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１号
新潟市江南区亀田大月１丁目３番32号、開始決定時の住所新潟市江南区五月町１丁目１番６号
破産者　今井　康夫
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９７号
石川県小松市寺町70番地
破産者　徳海　新哉
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１２４号
石川県小松市古府町北10番地２、破産手続開始決定時の住所石川県加賀市南郷町ト111番地の３
破産者　扇谷　明宏
１　決定年月日　平成25年７月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第７１９号
札幌市白石区栄通８丁目１番22号　ヴィラコースト201号
破産者　古川　一喜
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８１号
札幌市北区北24条西２丁目２番21号　アムクレスト242―Ⅰ105号
破産者　山岸　義則
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
山形県東田川郡庄内町余目字上朝丸75番地８　デュープレックスＨＡＲＵ　Ａ棟、申立時の住所山形県酒田市光ケ丘１丁目14番47号
破産者　新野　冬子
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第２８号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目１番地の１　市営住宅Ｂ―101
破産者　遠藤　菊枝
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
さいたま市見沼区大和田町２丁目601番地４、旧住所さいたま市南区白幡４丁目13番24号１―822
破産者　小笠原　薫
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４８号
さいたま市見沼区大字南中丸579番地13
破産者　鈴木　義之
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
埼玉県志木市中宗岡１丁目15番18―105号、旧住所埼玉県志木市中宗岡５丁目18番５号コーポ関根102号
破産者　中溝　　實
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４８６号
埼玉県川口市柳崎５丁目19番53号
破産者　新井　賢司
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
新潟市東区下木戸２丁目26番15号　ハイムルーエ307号、前住所新潟市中央区親松567番地１
破産者　Ｋ．ＰＲＯＤＵＣＴＳこと　遠藤公一郎
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
神奈川県綾瀬市深谷4151―１―201、開始決定時の居所神奈川県横浜市神奈川区菅田町1667　サマックスサニーライフ203、住民票上の住所山梨県甲府市上町1483番地
破産者　小沢　国彦
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４号
長野県塩尻市大字広丘野村1594番地３　コーポ広丘101号室
破産者　小林　文子
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４６号
岡山県津山市小原160―１、破産手続開始時の住所岡山県津山市上高倉539番地
破産者　水島　知美
１　決定年月日　平成25年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部